

令和8年第1回長久手市議会臨時会
議案一覧表

議案番号	件名	所管
承認第1号	令和7年度長久手市一般会計補正予算（第9号）	総務部
議案第1号	令和7年度長久手市一般会計補正予算（第10号）	総務部
議案第2号	令和7年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	福祉部
議案第3号	令和7年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第3号）	福祉部
議案第4号	令和7年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	福祉部
議案第5号	令和7年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第2号）	くらし文化部
議案第6号	長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	市長公室



発委第1号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年1月27日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 山田けんたろう

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合の改定に関し、長久手市
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
ため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和54年長久手町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の177.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

第2条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を基準日以前</p> <p>6か月以内の期間におけるその者</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の177.5</u>を基準日以前</p> <p>6か月以内の期間におけるその者</p>

の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)	の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)
---	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

令和8年第1回長久手市議会臨時会会期日程(案)

(令和8年1月27日)

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	1月27日	火	午前10時	<p>開 会</p> <p>本会議</p> <p>会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告</p> <p>議員辞職の件</p> <p>議案(上程、説明、質疑、委員会付託)</p> <p>常任委員会</p> <p>(市役所本庁舎 2階 議場・委員会室)</p> <p>本会議</p> <p>議案(委員長報告、質疑、討論採決)</p> <p>議案(上程、説明、質疑、討論採決)</p> <p>閉 会</p>

令和8年第1回長久手市議会臨時会議事日程（第1号）

令和8年1月27日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
 - 1 意見書の処理結果について
 - 2 議案の提出について
 - 3 議案説明員について
- 第 4 にしだ亮太議員の議員辞職の件
- 第 5 承認第1号令和7年度長久手市一般会計補正予算（第9号）及び議案第1号令和7年度長久手市一般会計補正予算（第10号）から議案第6号長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまで
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）
- 第 6 承認第1号及び議案第1号から議案第6号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第 7 発委第1号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

委員会付託表（教育福祉委員会）

議案番号	件名
------	----

議案第6号	長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
-------	--------------------------------

委員会付託表（予算決算委員会）

議案番号	件名
承認第1号	令和7年度長久手市一般会計補正予算（第9号）
議案第1号	令和7年度長久手市一般会計補正予算（第10号）
議案第2号	令和7年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第3号	令和7年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第4号	令和7年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第5号	令和7年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第2号）